

(2) 河道断面不足箇所現状

土地利用計画(九度山町)

「国土利用計画九度山町計画」より抜粋

◆町土の利用目的に応じた地域別の概要

▼紀の川流域

本地域は、町域の北部に位置し、紀の川左岸沿いに広がる平坦部とその背後地である傾斜地に樹園地が広がっており、「富有柿」の特産地となっている。この中に高野口町の飛地約70haがある。北東部の平坦地である安田嶋については、本町で唯一水田が団地化している地域である。中心の市街地区に商店街が形成されている。また、体育館、武道館、プール、テニスコート、総合運動場も集積している。慈尊院、真田庵等の歴史的遺産があり、真田祭り等の観光資源も有する地域である。 今後は、都市的機能の強化に努め、快適で利便性の高い生活環境の形成を図る。上下水道・道路の整備、駐車場の整備、オープンスペースの確保等の定住条件の向上に努める。特に、下水処理については、流域下水道の早期完成を推進する。また、農業基盤整備の推進により、基幹産業としての農業の振興と農工一体の調和のとれた地域発展のため、企業誘致等に必要な用地の確保に努める。

▼不動谷川地域

本地域は、不動谷川流域に広がる地域であり、河川沿いに集落が形成されている。山間傾斜地には樹園地が広がっており、主に柿が栽培されている。大阪市難波駅と高野山駅とを結ぶ南海高野線が縦断しており、この地域には高野下、下古沢、上古沢の3駅があり、並行して霊峰高野山に至る主要県道高野高野口線がある。人口は、定着傾向にあるものの、今後は生活環境基盤の整備と生産基盤の一体的な整備を進め、基幹産業としての農業の振興を図るとともに、安定した農村社会の形成に努める。また、不動谷川については、親水性にも配慮し、整備を促進する。

▼丹生川地域

本地域は丹生川地域に広がる地域であり、平坦地に乏しく農地は急傾斜地及び山頂部に散在分布している。丹生川流域は、かつらぎ高野山系県立自然公園に指定されており、優れた渓谷美を有し、大阪都市圏、和歌山市を中心とする紀北地帯等から多数の観光客を集めている。また、森林面積の占める割合が大きく、本町の林業の中心地である。地形的には急峻な山地が多く、地域の集落では過疎化が進行してきている。特に、人口の減少と高齢化が進む中、道路等の基盤整備と公園、防災施設等の生活環境整備を進め、安全性と利便性の向上に努める。また、大部分の面積を占める森林の適正管理、林業振興はもとより、緑資源の積極的な利用と豊かな水資源等を活かした自然とのふれあいの場の確保と整備に努める。



九度山町の地域区分図

背後地の土地利用規制(九度山町)

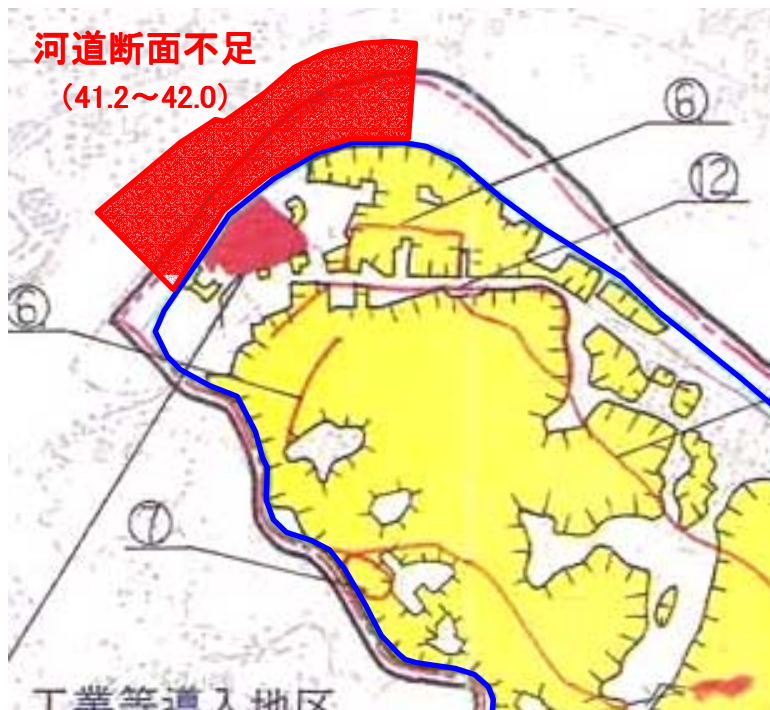
▼都市計画区域

背後地周辺は、全て都市計画地域になっているが、市街化区域と市街化調整区域については未線引きである。

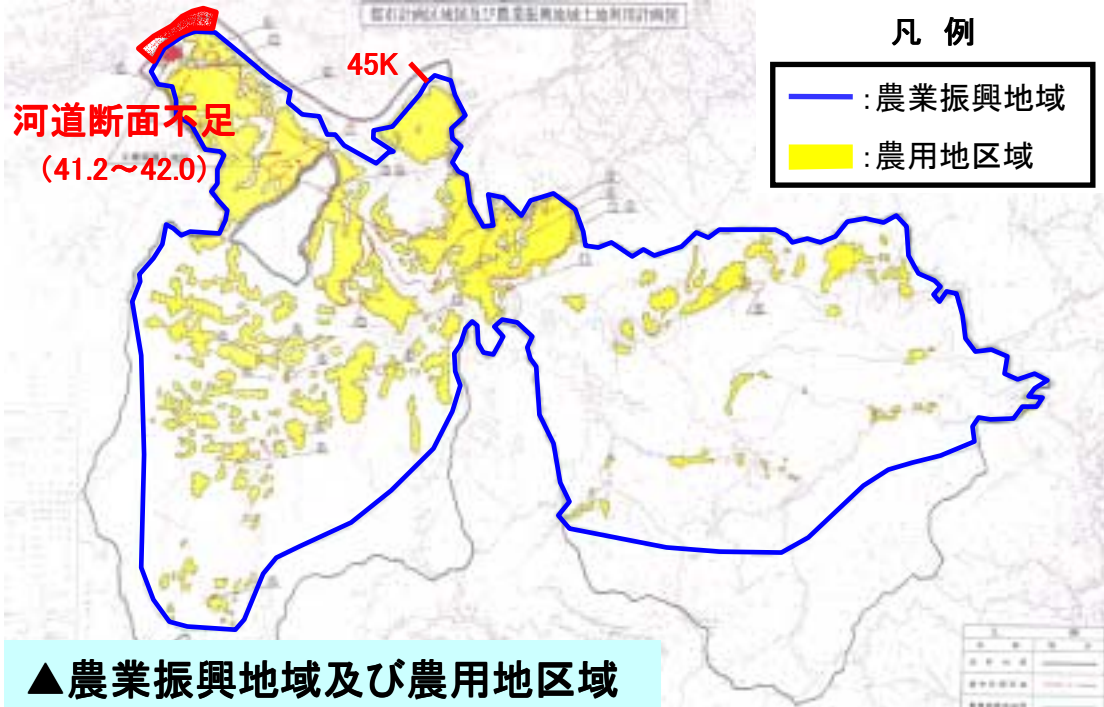
▼農業振興地域及び農用地区域

背後地周辺は、農業振興地域整備計画において農業振興地域及び農用地区域に指定されている。

▼農業振興地域及び農用地区域

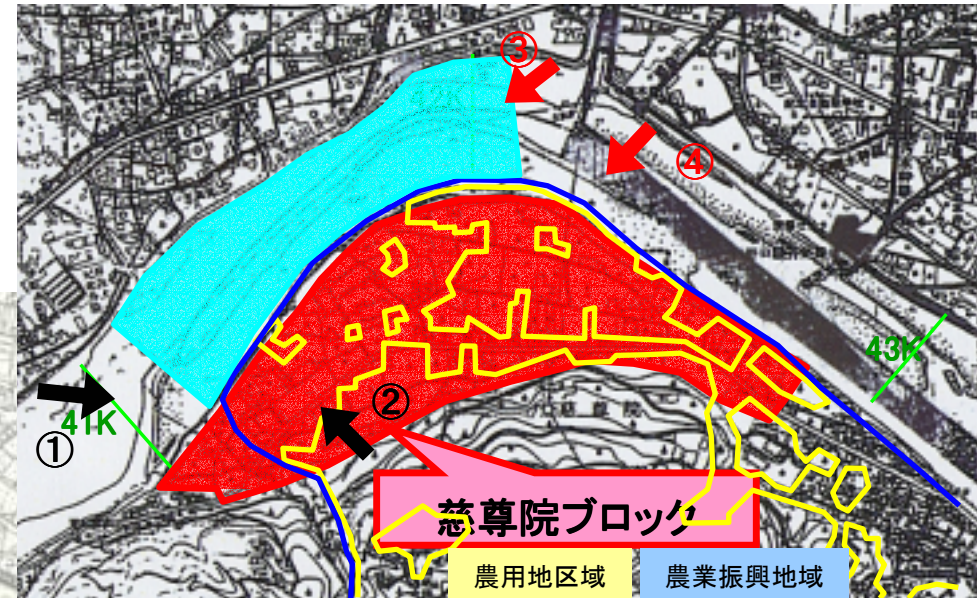
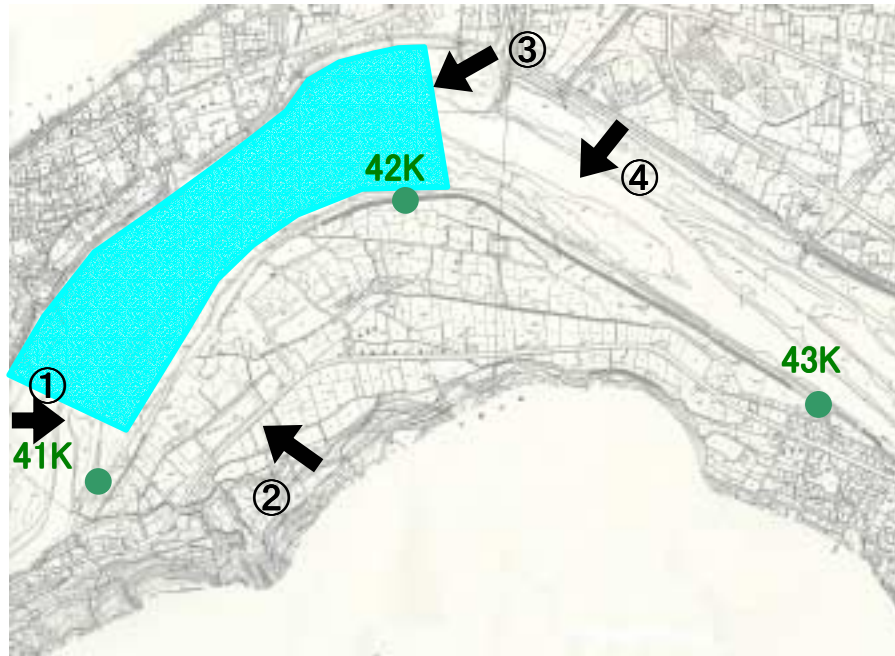


▼都市計画区域図



41.2~42.0

(伊都郡高野口町・九度山町)



凡 例

	:河道断面不足区間
	:農業振興地域
	:農用地区域
	:写真位置



※農業振興地域及び農用地区域は、1/25,000スケールからの転記であり、地籍等は考慮していない。

築堤工事が未実施



掘削工事が未実施



ゴルフ練習場が立地



河床に砂が堆積している

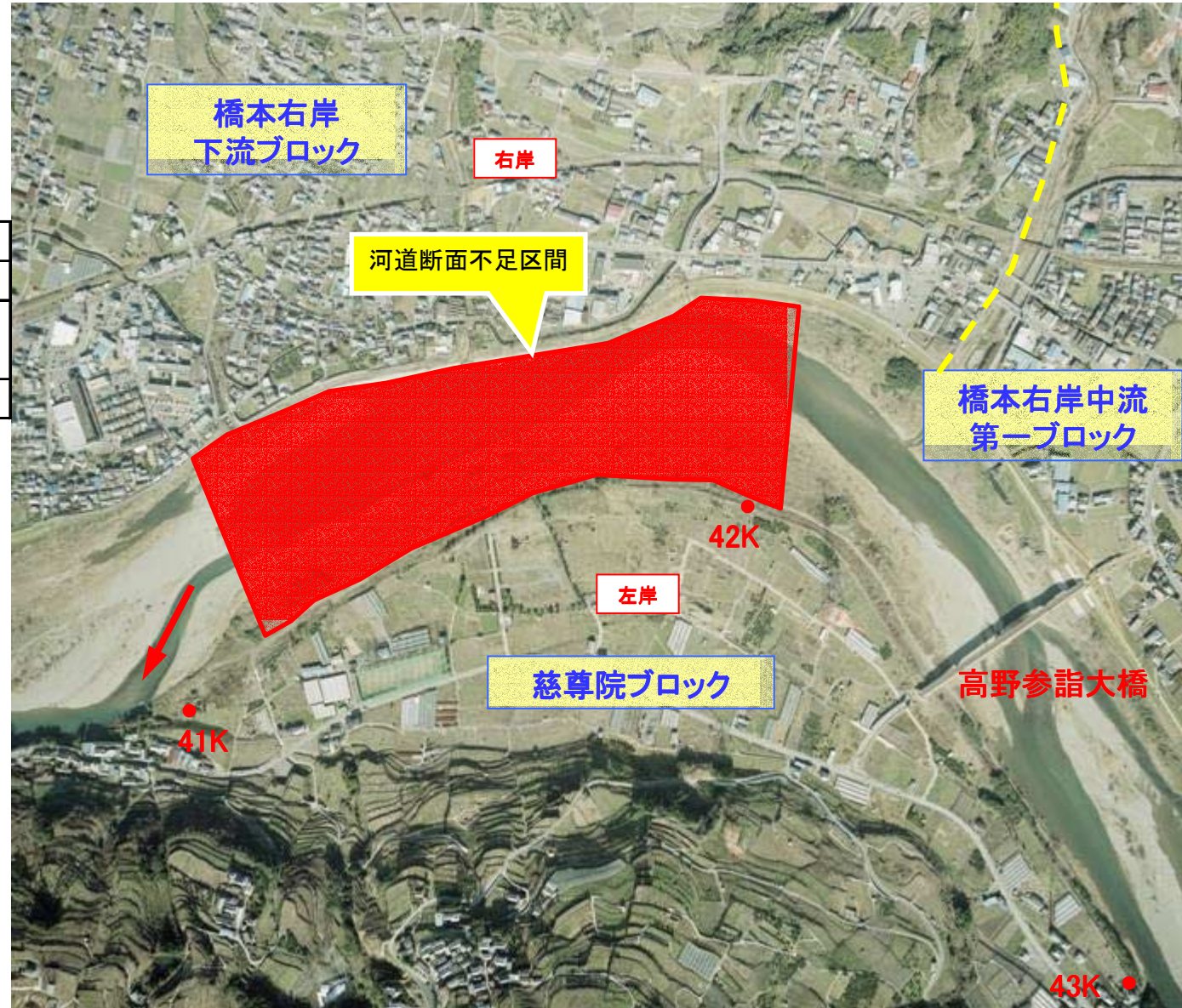
41.2~42.0(伊都郡高野口町・九度山町)

▼氾濫区域面積

0.41km²

▼浸水建物数

	戸数	内訳
人家	24	
公共的 建物	-	
その他		



土地利用計画(橋本市)

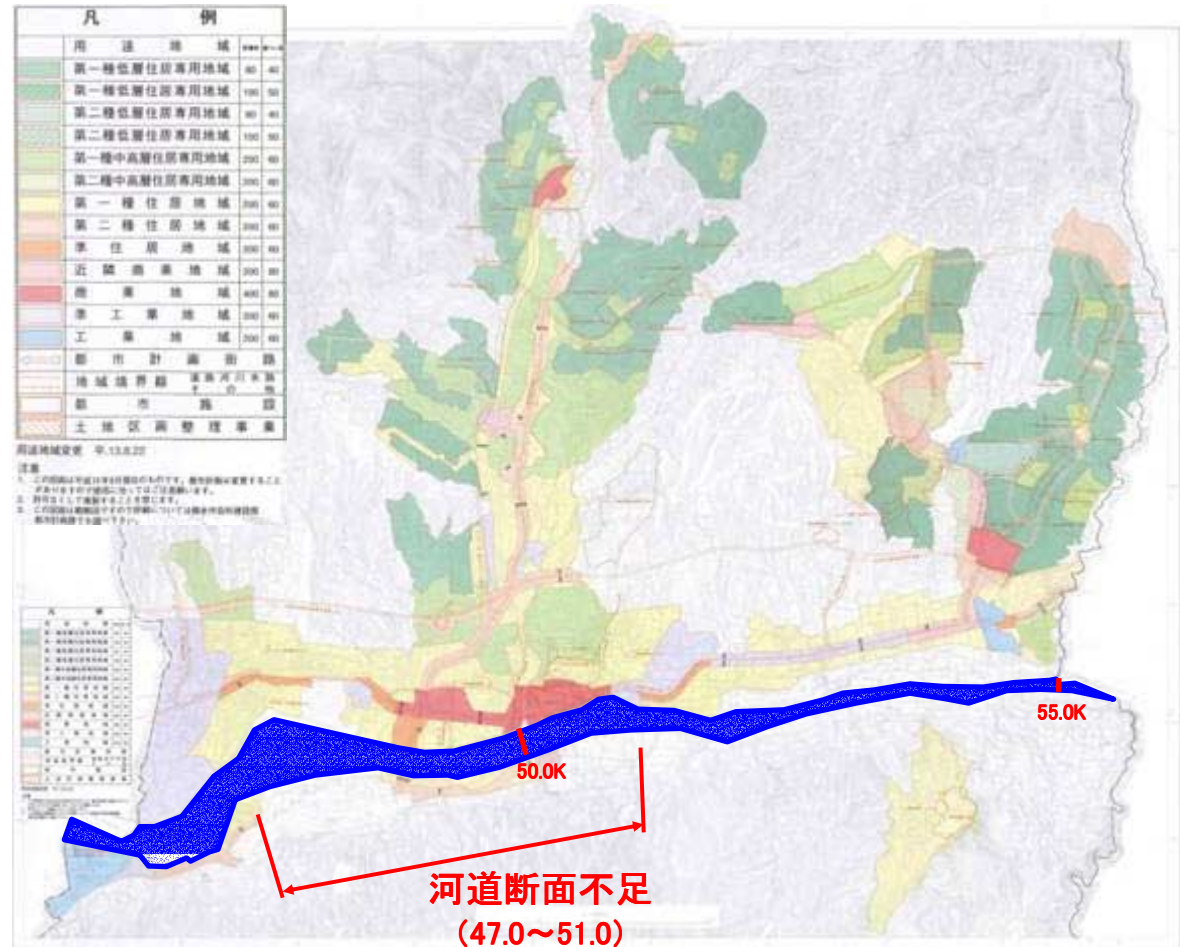
「橋本都市計画用途地域図」より抜粋

▼用途区域

橋本市の市街化区域は、用途区域が定められており、各地区は、右図のとおりに用途区域が定められている。

○41.2~42.0K付近の状況

- 第一種住居、準住居
- 商業、近隣商業
- 準工業地域
- (一部、市街化調整区域)



土地利用規制(橋本市)

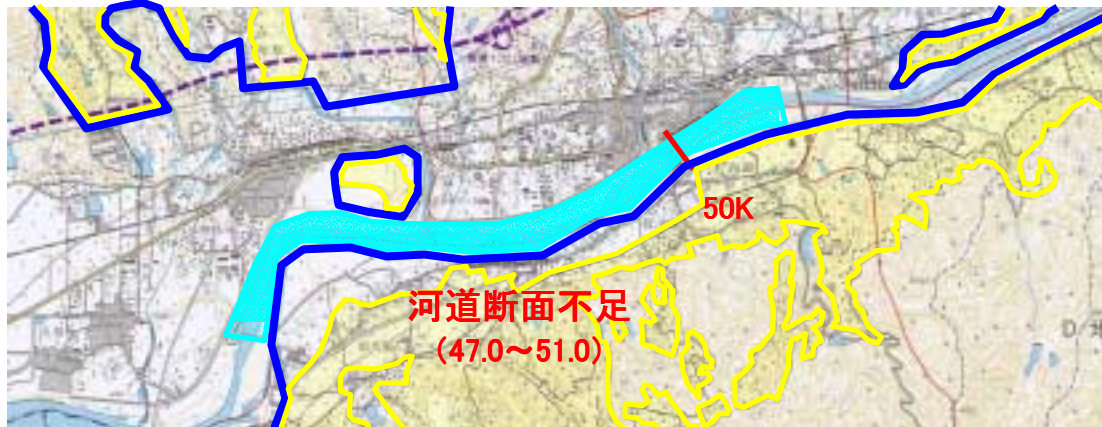
▼都市計画区域

岸上地区は、全て都市計画地域になっている。

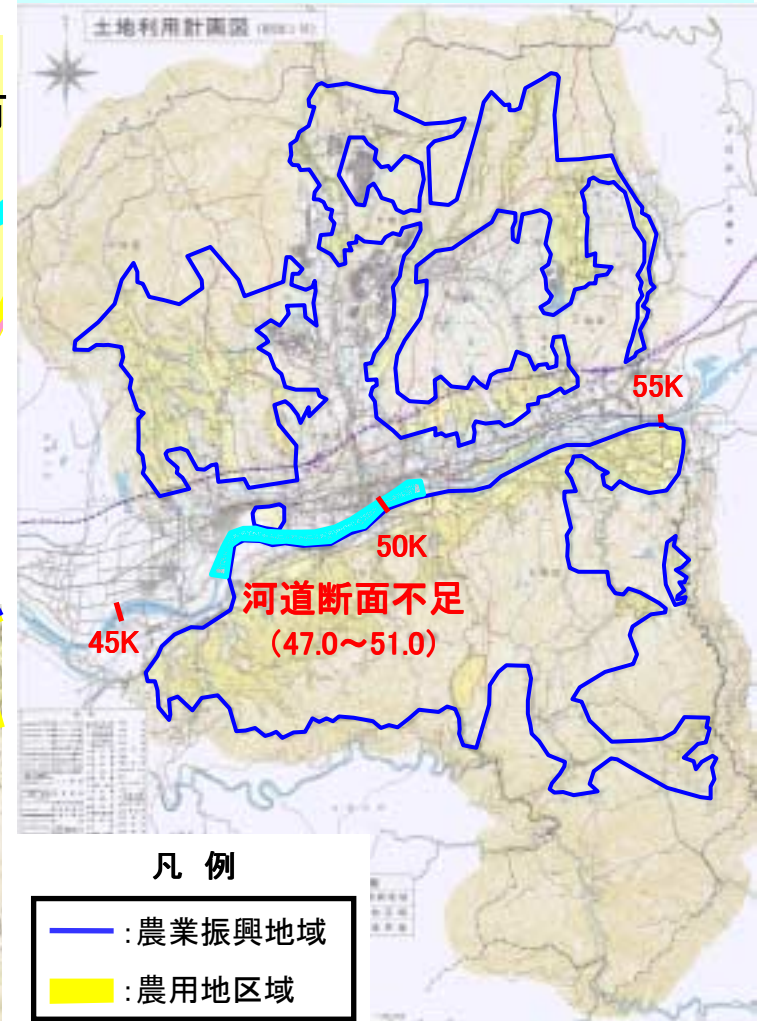
▼農業振興地域及び農用地区域

岸上地区は、農業振興地域整備計画において西側の一部を除いて農業振興地域及び農用地区域となっている。

▼都市計画区域図

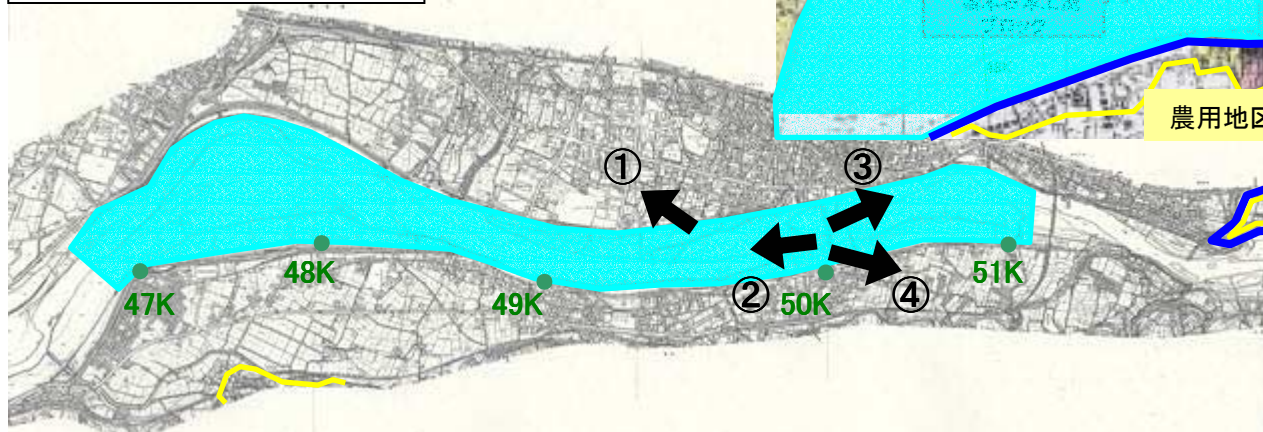
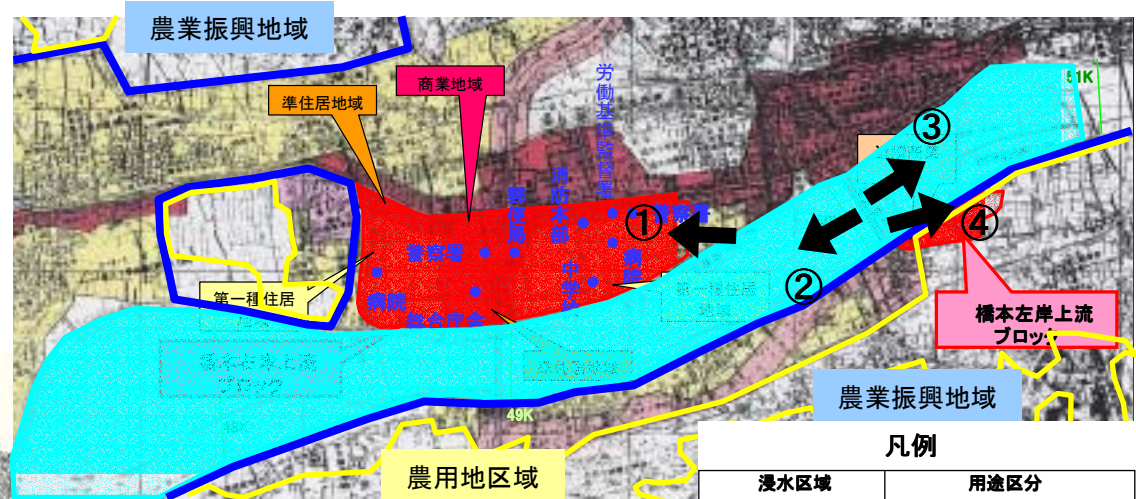


▼農業振興地域及び農用地区域



47.0～51.0(和歌山県橋本市)

- 凡例
- 河道断面不足区間
 - 農業振興地域
 - 農用地区域
 - 写真位置



凡例

浸水区域	用途区分
浸水区域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

※農業振興地域及び農用地区域は、1/25,000スケールからの転記であり、地籍等は考慮していない。



↑ 堤内地は橋本市の中心市街地である。



←土砂が堆積している。



土砂が堆積している。→



↓ 人家が立地している。

47.0～51.0(和歌山県橋本市)

▼氾濫区域面積

0.33km²

▼浸水建物数

	戸数	内訳
人家	135	
公共的建物	9	病院×2箇所 警察署×2箇所 総合庁舎 労働基準監督所
その他		消防本部 中学校 郵便局

